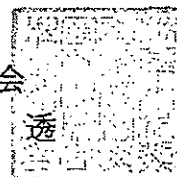


林 災 防 発 第 7 8 号
平成22年 8月26日

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課
建設安全対策室長 殿

林業・木材製造業労働災害防止協会
専務理事 角 田



林材業労働災害防止活動の推進について（要請）

当協会の業務運営につきましては、日頃から格別のご高配を賜り衷心より御礼申し上げます。

平成21年における労働災害の発生状況は、他産業が軒並み減少する中、林業の死亡災害は対前年比±0と減少せず、死傷災害は対前年比2.7%の増加と厳しい状況にあります。また、木材製造業においては、労働災害の発生件数は着実に減少しているものの死傷年千人率は、製造業全般と比較して依然高い状況にあります。

現在、当協会では、全国を7ブロックに分けて、それぞれに地方駐在安全管理士1名を配置して労働災害防止活動を行っております。しかしながら、事業場や現場が山間部に散在する地理的条件等も重なって、事業場に対する労働災害の防止に関する技術的な事項についての指導及び援助をはじめ、現場パトロール、各支部への労働災害防止活動の支援、労働災害の発生状況の把握など、多岐にわたる労働災害防止活動を有効に行うには極めて困難な状況下に置かれております。

このような背景から、本年度、地方駐在安全管理士と連携の下に、同管理士の活動をサポートする「林材業労災防止専門調査員」を都道府県ごとに配置し、地方駐在安全管理士の指揮の下、現場パトロール、労働災害情報の収集及び労働災害調査等を実施し、それらを分析の上、今後の労働災害の防止を図ることをしております。

このため、同専門調査員を対象に、林材業労災防止専門調査員の役割、労働災害調査、災害事例研究及び死亡災害情報、現場パトロールの研修を実施することとしております。

つきましては、地方駐在安全管理士及び当協会都道府県支部から管轄の労働局署に協力依頼をさせていただきますので、ご了知方、何卒よろしくお願い申し上げます。

機動的労働災害防止活動推進事業実施要綱

1. 趣旨

林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「協会」という。）では、全国を7ブロックに分けて、それぞれに地方駐在安全管理士1名を配置して労働災害防止活動を行っており、地方駐在安全管理士は1人当たり6支部から10支部を担当している。

さらに、事業場や現場が地方に散在する地理的条件等も重なって、事業場に対する労働災害の防止に関する技術的な事項についての指導及び援助をはじめ、現場パトロール、各支部への労働災害防止活動の支援、労働災害の発生状況の把握など、多岐にわたる労働災害防止活動を有効に行うには極めて困難な状況下に置かれている。

このような背景から、地方駐在安全管理士と連携の下に、同管理士の活動をサポートする「林業労働災害防止専門調査員」（以下「専門調査員」という。）を各都道府県ごとに配置し、地方駐在安全管理士の指揮の下、現場パトロール、労働災害情報の収集及び労働災害調査等を実施し労働災害の防止を図ることを目的とする。

2. 専門調査員に係る規程の整備

専門調査員に係る規程を整備する。

3. 専門調査員の委嘱・任命

- (1) 地方駐在安全管理士は、支部と協議の上、労働災害防止に関する専門的知識及び経験を有する者のうちから専門調査員候補者を選定し、協会本部に推薦する。
- (2) 専門調査員の委嘱・任命は、協会会長が行う。
- (3) 専門調査員に対して、身分証明書、作業服（制服）等、現場パトロールに必要な装備品を貸与する。

4. 専門調査員の研修

- (1) 専門調査員の研修カリキュラム、指導用テキスト（マニュアル）及び合同パトロールにおけるチェックリストを作成する。
- (2) 研修は、地方駐在安全管理士が中心となり、開催支部の協力を得てブロック単位で開催する。
- (3) 講師の選定に当たっては、労働基準行政機関及び労働安全コンサルタント等の活用を図る。

5. 合同パトロールの実施

- (1) 地方駐在安全管理士は、毎年度専門調査員の情報等を基に、支部と協議の上、合同パトロールを実施する事業場を決定する。
- (2) 地方駐在安全管理士及び専門調査員は、労働基準監督機関担当官と協議の上、合同パトロールの実施日を決定する。
- (3) 合同パトロールにおいては、事業場への指導を行うとともに、その結果をその都度協会本部に報告する。
- (4) 協会本部は、報告のあった合同パトロールの結果について取りまとめるとともに、分析するものとする。

林材業労災防止専門調査員研修実施要領

1 目的

林業及び木材製造業（以下「林材業」という。）における自主的安全衛生活動の推進を図るため、都道府県ごとに林材業労災防止専門調査員（以下「専門調査員」という。）を配置するので、職務を遂行する上で必要な知識等を付与する。

2 研修内容

研修内容は、以下のとおりとする。

(1) 専門調査員の役割（1時間程度）

専門調査員の心構え、職務、具体的実施事項

(2) 現場パトロール（2時間程度）

パトロールの意義、ポイント及び指導方法

(3) 労働災害調査、災害事例研究及び死亡災害情報（2時間30分程度）

労働災害の発生要因、原因調査、分類方法、記録の作成及び死亡災害の報告手順

(4) 合同パトロールの実施

3 実施時期等

実施時期等は、以下のとおりとする。

(1) 実施時期：平成22年10月1日～12月末日までの間

(2) 実施会場：地方駐在安全管理士の駐在地（地域事情で変更可）

(3) 合同パトロール：各専門調査員の担当区域内で実施

(4) 連絡調整：合同パトロールは都道府県単位での実施となることから、地方駐在安全管理士が中心となり連絡・調整の上、効果的な実施を図る。